

## 境界確認申請に関する注意事項(土地所有者本人以外からの申請)

### ○ 代理人になれる者

- ・ 行政書士（行政書士法第1条の2第1項）
- ・ 土地家屋調査士（土地家屋調査士法第3条第1項1号）

### ○ 代理人以外の者

- ・ 測量業者
- ・ 親族
- ・ その他

### ○ 申請人または代理人以外が提出者となる場合

申請人または代理人が記載した書類を、申請人本人の代わりに提出することは可能。但し、書類に不備があった場合、その場で訂正してもらうことはできない。（一度持ち帰ってもらい、申請人本人に訂正をしてもらったうえで再提出となる。）